

令和2年度 キャッシュレス決済等導入業務  
プロポーザル募集要領（公募型）

加古川市税務部  
収税課  
(令和2年12月)

## 1 趣旨

国をあげてキャッシュレス決済等の導入など、新たな社会様式である Society5.0 の実現が推進されている。その中で当市でもスマートシティを推進しているところであり、現在、現金のみで収受している証明書発行手数料において、市民の利便性の向上のため、多様な支払方法を確立する必要がある。

また、今般の新型コロナウイルス感染症に係る新しい生活様式においては、接触機会を減少させるためにも電子決済が推奨されている。

さらに、POSレジ端末及び自動釣銭札機を導入することで、市税等の収納に係る現金等の接触機会を減らし、また、集計事務の簡略化を図る必要がある。

そこで、税務部各課並びに市民部市民課、東加古川市民総合サービスプラザ及び各市民センターにキャッシュレス決済端末及びPOSレジ端末等の機器を調達し、それらに関するシステムの構築をしたいと考える。

これらを踏まえ、キャッシュレス決済等導入業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

キャッシュレス決済等導入業務

### (2) 業務の目的

キャッシュレス決済及びPOSレジ端末等の導入による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止。また、証明書発行手数料の多様な支払方法の確立。

### (3) 業務内容

市役所窓口等の証明書発行手数料におけるキャッシュレス決済導入に伴う指定代理納付及びそれらに必要な機器の調達、また、新たに調達するPOSレジ端末における集計システム構築業務。

### (4) 履行期間

令和3年2月10日から令和3年3月31日まで

## 3 施行予定額（予算額）

39,844,860円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※必要な機器の調達及びPOSレジ端末における集計システム構築のみの費用（指定代理納付業務に係る費用は含まない。）

## 4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

## 5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、キャッシュレス決済等導入業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

## 6 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに当市に参加申込みをし、当市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに当市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 当市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に当市と契約候補者との協議が整わない場合は、当市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「15 日程及び提出書類等」のとおりとする。

## 7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、同種業務又は類似業務の運用実績があること。  
\*同種業務: 地方公共団体に対するキャッシュレス決済導入に伴う指定代理納付及びそれらに必要な機器の調達、また、新たに調達するPOSレジ端末における集計システム（仕様書「2 調達機器（1）POSレジ端末等 ア 仕様等（ア）」に記載の当市が望ましいとする機能を含む。）構築業務。  
\*類似業務: 同種業務から仕様書「2 調達機器（1）POSレジ端末等 ア 仕様等（ア）」に記載の当市が望ましいとする機能を除いたもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続きの開始申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始申立てをしていない者。
- (4) 商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立てを行っていない者。
- (5) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入している者（適用が除外されている場合も含む）。
- (6) 国税及び市税を滞納していない者。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号並びに加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）に規定する暴力団等でない者。

- (8) 募集要領の配布の日から契約締結日までの期間に加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (9) 加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第76条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、入札参加資格者名簿に登載されていない者でも、次の条件をすべて満たす場合には、名簿登載とみなす。

○令和3年度の入札参加資格者名簿登録申請を行うこと。

○次の書類を提出すること。

- ・入札参加資格審査申請書
- ・履歴事項全部証明書（コピー可）【申請場所】法務局
- ・納税証明書（その3の3）（コピー可）【申請場所】所轄税務署
- ・誓約書
- ・社会保険等加入状況申告書兼誓約書

## 8 説明会

説明会は開催しない。

## 9 参加申込・資格審査

### (1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」（様式1）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり収税課に提出すること。

ア 関係書類：「会社概要票」（様式2）、「業務実績調書」（様式3）、会社概要（パンフレットなど任意）

※入札参加資格者名簿に登載されていない場合は、参加資格要件(9)に記載の書類も併せて提出すること。

イ 提出先：加古川市税務部収税課

ウ 提出期限：令和2年12月25日（金）11時 必着

### (2) 資格審査

当市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」（様式4）又は「参加資格審査結果通知書」（様式5）により、令和3年1月7日までに参加希望者に通知するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって収税課に説明を求めることができるものとする。

### (3) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式8）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までに収税課に提出するものとする。

## 10 企画提案について

## (1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、ウ見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

### ア 企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」（様式6）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

### イ 企画提案書

次の内容に沿って、企画提案書を作成すること。

書式は任意とするが、用紙はA4とし、页数は表紙・目次を除いて10ページ以内とする。原則、企画提案書は下記の項番順に作成すること。なお、該当箇所に採点基準表の項目番号を記載し、採点しやすいものとする。

#### (ア) 調達機器等

##### ①POSレジ端末等

- ・基本的な性能及び取扱方法について

レシート発行、自動釣銭札機等金銭授受の流れ、キャッシュレス決済不可の市税・料金等の収納について、キャッシュレス決済を受け付けないためのシステム上の機能（システム上の機能を有しない場合、運用上の工夫等について）

- ・バーコード取扱について
- ・バーコードデータの集約方法について

##### ②キャッシュレス決済端末

- ・基本的な性能及び取扱方法について

利用者等の支払方法（接触型、非接触型ICカード、QRコード決済対応等）、有線もしくは無線であることの記載。

- ・キャッシュレス決済の種類

導入予定のキャッシュレス決済についての記載も含めてよい。ただし、導入時期等について記載すること。

- ・セキュリティ対策

#### (イ) 指定代理納付業務

##### ①指定代理納付に係る決済手数料率及び月額利用料について

利用可能な全てのキャッシュレス決済種別についての決済手数料率及び月額利用料等について記載すること

##### ②入金サイクル

##### ③決済手数料の支払方法

##### ④支払いに対する手数料の有無について

口座振込手数料が当市の負担となるか記入すること。

##### ⑤契約内容

- ・具体的な契約内容について記入すること。

- ・単年度ごとの契約更新の可否について、記入すること。
- ・加盟店規約などあれば、企画提案書とは別に提出すること。

(ウ) 保証・サポート

①導入機器の保証の内容

- ・技術者の派遣依頼から現地到着までに要する時間を記載すること。併せて、人員体制、事務所所在地等について記載すること。

②導入後のサポート体制

③研修体制及び操作マニュアル

- ・実施可能な研修回数、その他職員が機器を操作する機会を設けることができる場合は、その方策等を記載すること。
- ・同種業務及び類似業務を受注した際の参考マニュアルを企画提案書とは別に提出すること。

(エ) 実施スケジュール

(オ) 独自提案

- ・当市の定める仕様書にない有用な提案があれば記載すること（ex. 他業務への将来的な拡張性等）。

ウ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務を実施するための費用を施行予定額の範囲内で作成する（様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと）。金額は消費税等込みの金額を記入すること。なお、指定代理業務に係る見積りは含まないこと。

(2) 提出部数

- ・正本 1部
- ・副本 9部

(3) 提出の期限、方法及び場所

期限：令和3年1月21日（木）11時必着（ただし、土・日曜、祝日を除く。）

方法：直接収税課窓口へ持参か、書留郵便とする。

（電子メールでの提出は不可）

場所：加古川市役所 新館2階 税務部収税課

加古川市加古川町北在家2000番地

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、当市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

11 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」（様式9）に質問事項を記載のうえ、令和3年1月15日までに、電子メールにより収税課宛に送信すること。メールの件名は「キャッシュレス決済等導入業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、「質問回答書」（様式10）により、参加者全員に電子メー

ルで、令和3年1月19日までに随時回答する。

## 12 プレゼンテーション審査

- (1) 参加者を対象にプレゼンテーション審査を実施する。

場所：加古川市立 青少年女性センター 302 会議室

加古川市加古川町北在家 2718 番地

時間：準備 10 分、説明 20 分、質疑 15 分を予定

ア プレゼンテーションは、当市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。

イ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、スクリーンとプロジェクターは当市が用意する。

ウ 参加者の出席者は4名以内とする。

エ 当市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

- (2) 企画提案書及びプレゼンテーションの結果を採点して契約候補者等を選定する。

ア 契約候補者への通知

「プロポーザル選定委員会結果について（通知）」（様式 12）により通知する。

イ 次点者への通知

「プロポーザル選定委員会結果について（通知）」（様式 13）により通知する。

ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

「プロポーザル選定委員会結果について（通知）」（様式 14）により通知する。

- (3) 上記(2)の通知は、審査終了後、7日以内に通知する。

- (4) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって収税課に説明を求められるものとする。

## 13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、別紙採点基準表により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、合計点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、合計点のうち価格点を除いた 160 点満点中 96 点に満たない（※ 評価する委員数に応じてその数を乗じる）者は、契約候補者等に選定しない。

## 14 契約締結に向けての協議

- (1) 仕様等の確定について

収税課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

- (2) 契約金額について  
 契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。  
 ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。
- (3) 契約書について  
 契約書は、当市が用意したものを使用する。
- (4) 契約保証金について  
 契約書提出と同時に契約金額の 10 分の 1 に相当する契約保証金を納めること。  
 ただし、保険会社との間に当市を被保険者とする履行保証保険に加入している場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。  
 なお、契約保証金の納付は次に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。
- ア 国債又は地方債
  - イ 銀行又は別に指定する金融機関が振出し、又は支払保証した小切手
  - ウ 銀行又は別に指定する金融機関に対する定期預金債権
  - エ その他确实と認められる担保で市長の認めるもの
- (5) 契約違約金について  
 将来的に導入可能として提案のあった機能等について、提案期間内に履行できない場合は、債務不履行となり、契約書に規定する違約金の対象となる。

## 15 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和2年12月25日11時まで (必着)	様式1～様式3、必要書類	参加希望者→当市
参加資格審査結果の通知	令和3年1月7日までに発送	様式4又は様式5	当市→参加希望者
質問締切	令和3年1月15日まで	様式9	参加者→当市
質問に対する回答	令和3年1月19日まで 随時回答	様式10 メールで回答	当市→参加者
企画提案書提出	令和3年1月21日11時まで (必着)	様式6, 様式7 企画提案書 見積書	参加者→当市 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">           } 正本1部            副本9部         </div>
プレゼンテーション 審査開催通知	令和3年1月22日までに発送	様式11	
プレゼンテーション	令和3年1月27日	—	—
選定結果等の通知	令和3年2月1日までに発送	様式12～様式14	当市→参加者
契約候補者との協議	令和3年2月5日まで	—	—
契約締結日(予定)	令和3年2月10日(予定)	(契約書)	—
業務の履行開始	令和3年2月10日	—	—



## 16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

## 17 その他

- (1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合
  - イ 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
  - ウ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
  - エ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
  - オ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと当市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は当市に帰属し、当市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報および企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として当市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については当市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず当市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜当市が判断するものとする。

## 18 問い合わせ先

加古川市役所税務部収税課 担当 芦澤、秋山

電 話：079-427-9170（直通）

F A X：079-424-1372

E-mail：shuzei@city.kakogawa.lg.jp

以 上